米子市下水道使用料等審議会委員

(順不同)

(順プ) [円] /
所 属 等
鳥取大学副学長
中国税理士会米子支部幹事
米子市自治連合会副会長
米子商工会議所青年部会長
皆生温泉旅館組合副組合長
米子市連合婦人会副会長
公共下水道使用者
農業集落排水施設使用者
公共下水道使用者

日付:令和元年8月20日

〇米子市下水道使用料等審議会条例

平成17年12月26日条例第242号

改正

平成29年10月2日条例第25号

米子市下水道使用料等審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、米子市下水道使用料 等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、下水道事業の経営に関し市長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体を代表する者
 - (3) 本市の公共下水道及び農業集落排水施設の使用者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する日までとする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理す る。

(会議)

- 第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。 (委任)

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月2日条例第25号抄)

- 第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。
 - この条例は、公布の日から施行する。

1/1

1 汚水処理人口普及状況

資料5-1

(1)平成30年度末汚水処理人口普及状況

平成31年3月31日現在

	行政人口	147,503 人			
処理方法	·				摘要
. = =>	整備人口	整備人口 普及率 水洗化人口		水洗化率	,,,
公共下水道	103,642 人	70.3%	92,814 人	80.6%	昭和44年度事業開始
区域内人口:131,548 人	100,042 /	[78.8%]	34,014 人	09.070	四年十八平末開始
農業集落排水	14,175 人	9.6%	12,211 人	96 1W	平成2年度事業開始
区域内人口:14,175人	14,175 人	[100.0%]	14,411 人	00.1%	十八八十尺 尹未 用 灯
合併浄化槽	14,148 人	9.6%	14,148 人	100.0%	公共下水道・農業集落排水整備 済区域の合併浄化槽を除く
合 計	131,965 人	89.5%	119,173 人	90.3%	

※普 及 率 = 整備人口/行政人口

※公共下水道及び農業集落排水普及率下段の[]内の数値は、各処理方法の区域内普及率で、

整備人口/区域内人口

※水 洗 化 率 =水洗化人口/整備人口

(2)平成30年度末水洗化戸数率状况

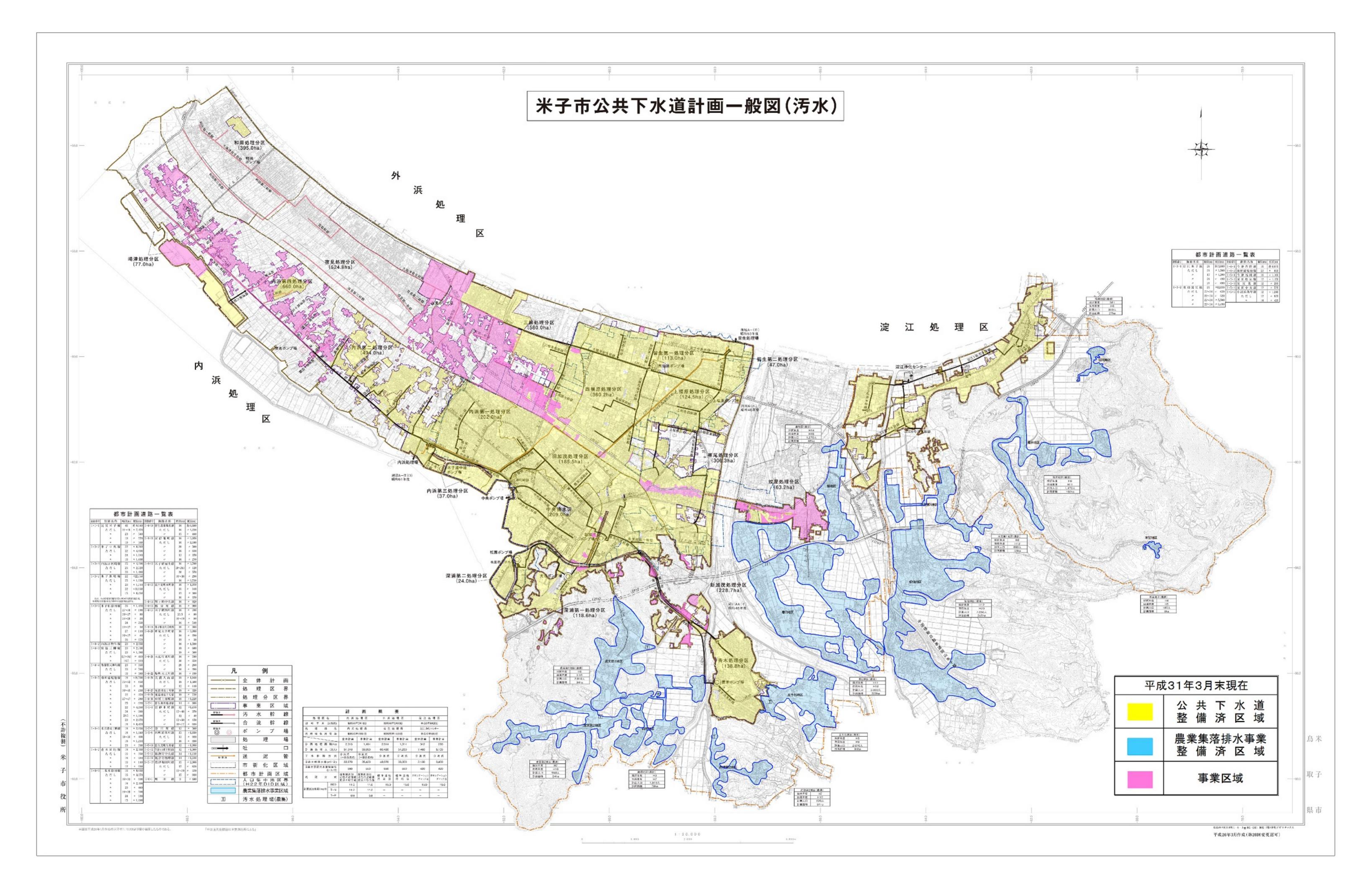
平成31年3月31日現在

4n +₩ - - >- -	***			₩ ₩
<u> </u>	整備済戸数	水洗化戸数	水洗化戸数率	摘 要
公共下水道	33,021 戸	29,474 戸	89.3%	昭和44年度事業開始
農業集落排水	4,919 戸	4,243 戸	86.3%	平成2年度事業開始
合 計	37,940 戸	33,717 戸	88.9%	

※水洗化戸数率 =供用開始した区域内の下水道接続済み戸数(水洗化戸数)/接続可能戸数(整備済み戸数)

(参考) 汚水処理人口普及率

	汚水処理人口 普及率	普及率 (公共下水道)	
全国の普及率	90.9%	78.8%	(H29年度末)
鳥取県の普及率	93.6%	70.5%	(H29年度末)
鳥取市の普及率	96.9%	78.3%	(H29年度末)
倉吉市の普及率	94.4%	77.1%	(H29年度末)
境港市の普及率	82.4%	74.3%	(H29年度末)
米子市の普及率	88.9%	69.6%	(H29年度末)



平成30年度放流水質測定結果

排水基準		水基準	内浜処理場			皆生処理場			淀江浄化センター			
測定項目		最大	日平均	年間平均値	年最大値	年最小値	年間平均値	年最大値	年最小値	年間平均値	年最大値	年最小値
рН	(-)	5.8	8~8.6	6.7	7.0	6.5	6.7	6.8	6.5	7.1	7.3	7.0
BOD	(mg/ℓ)		15	2.1	7.6	<1	2.2	11	<1	1.2	2.1	<1
COD	(mg/ℓ)	160	120(30)	5.3	11	4.0	7.5	14	5.8	4.7	5.9	3.4
SS	(mg/ℓ)		40	4.2	30	1.7	3.4	13	<1	2.3	3.5	<1
総窒素	(mg/ℓ)	120	60 (35)	8.6	14	5.0	11	17	7.5	1.8	4.6	0.74
全リン	(mg/ℓ)	16	8(3)	0.83	1.9	0.2	1.3	2.3	0.7	1.3	2.2	0.69

()内数値・・・中海水域上乗せ排水基準

平成30年度下水道管理施設年報より抜粋

【測定項目の概要】

pH(水素イオン濃度) : 液体の酸性、アルカリ性の程度を表す。下水道の適切な維持管理をするための指標のひとつ。

BOD(生物化学的酸素要求: 水中に含まれる有機物が、微生物の働きにより分解され、安定化する際に消費する酸素量。水質汚濁の

重要な指標のひとつであり、値が大きいほど水が汚れていることを示す。

COD(化学的酸素要求量) : 水中に含まれる汚濁物質が、化学的に酸化・分解され、安定化する際に必要な酸素量。廃水の汚濁を

示す指標のひとつであり、数値が大きいほど水が汚れていることを示す。

SS(浮遊物質量) : 水をろ過したとき、ろ紙の上に残るもので、水中で懸濁する物質。水質汚濁の有力な指標のひとつであ

り、値が大きいほど水が汚れていることを示す。

総窒素 : 有機性及び無機性窒素化合物の総量で、動物の排出物、腐敗物の土壌、食品工場等の排水に含まれ

る。富栄養化の原因となる。

全リン: 有機性及び無機性リン化合物の総量で、農薬、薬品、合成洗剤等に含まれる。富栄養化の原因となる。

米子市の下水道

平成30年度末 整備状況

下水道 見えないしごとに 金メダル

(2019年度の下水道推進標語)

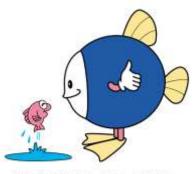


米子市下水道部

<u>目 次</u>

		`	ーソ
1	汚水処理人口普及状況		1
2	公共下水道事業の整備状況		2
3	農業集落排水事業の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
4	処理施設	ı	4
(参	⇒考)公共下水道事業の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5
5	浄化槽の普及状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Î.	6
6	生活排水対策事業費 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ı	7





下水道マスコットキャラクター 「スイスイ」

1 汚水処理人口普及状況

(1)平成30年度末汚水処理人口普及状況

平成31年3月31日現在

					十八01千0万01日5位
	行政人口	147,503 人			
処理方法					摘 要
)C11/3 [L1	整備人口 普及率		水洗化人口	水洗化率	35
公共下水道	103,642 人	70.3%	92,814 人	90 6W	昭和44年度事業開始
区域内人口:131,548 人	103,042 /	[78.8%]	32,014 <u>/</u>	09.070	四和44十尺 学未闭如
農業集落排水	14 175 1	9.6%	10 011 Å	OC 10	平成2年度事業開始
区域内人口:14,175人	14,175 人	[100.0%]	12,211 人	80.1%	平成2年及爭未開始
合併浄化槽	14,148 人	9.6%	14,148 人	100.0%	公共下水道・農業集落排水整備 済区域の合併浄化槽を除く
合 計	131,965 人	89.5%	119,173 人	90.3%	

[※]普 及 率 = 整備人口/行政人口

※公共下水道及び農業集落排水普及率下段の[]内の数値は、各処理方法の区域内普及率で、

整備人口/区域内人口

※水 洗 化 率 =水洗化人口/整備人口

(2)平成30年度末水洗化戸数率状况

平成31年3月31日現在

4n +₩ - - >- -	***			₩ ₩
<u> </u>	整備済戸数	水洗化戸数	水洗化戸数率	摘 要
公共下水道	33,021 戸	29,474 戸	89.3%	昭和44年度事業開始
農業集落排水	4,919 戸	4,243 戸	86.3%	平成2年度事業開始
合 計	37,940 戸	33,717 戸	88.9%	

※水洗化戸数率 =供用開始した区域内の下水道接続済み戸数(水洗化戸数)/接続可能戸数(整備済み戸数)

(参考) 汚水処理人口普及率

	汚水処理人口 普及率	普及率 (公共下水道)	
全国の普及率	90.9%	78.8%	(H29年度末)
鳥取県の普及率	93.6%	70.5%	(H29年度末)
鳥取市の普及率	96.9%	78.3%	(H29年度末)
倉吉市の普及率	94.4%	77.1%	(H29年度末)
境港市の普及率	82.4%	74.3%	(H29年度末)
米子市の普及率	88.9%	69.6%	(H29年度末)

2 公共下水道事業の整備状況

平成31年3月31日現在

_					F 304 F11 374 -			-3月31日現仕
					内浜処理区	外浜処理区	淀江処理区	合 計
全区	体域	計面	画積	А	2,315 ha	2,514 ha	342 ha	5,171 ha
整区	備域	対 面	象積	В	1,563 ha	1,713 ha	280 ha	3,556 ha
事区	業域	計面	画積	С	1,518 ha	1,314 ha	280 ha	3,112 ha
整区	が 域	黄面	済積	D	1,236.1 ha	945.2 ha	270.3 ha	2,451.6 ha
事: の	業計 整	画区備	域率	D/C	81.4%	71.9%	96.5%	78.8%
整区	が 域 ア		済口	Е	51,128 人	44,150 人	8,364 人	103,642 人
人	口胄	筝 及	率	E/G	-	_	-	70.3%
水人	F	ŧ	化口	F	46,693 人	38,641 人	7,480 人	92,814 人
水	洗	化	率	F/E	91.3%	87.5%	89.4%	89.6%
行	政	人	П	G	_	_	_	147,503 人
供年	用 月	開	始日		S49.10.1	S55.11.1	H12.4.1	

3 農業集落排水事業の整備状況

平成31年3月31日現在

				/II. ITT BB //		十八31年3	
地	区	名	施工年度	供用開始	① 現況の	② 水洗化	水洗化率
~-	<u> </u>	^H		年 月 日	定住人口	人口	2÷1)
尚		徳	H3∼7	H7.9.1	920 人	860 人	93.5%
五.	千	石	H5∼9	Н9.10.1	918 人	870 人	94.8%
成	実 第	§ 1	H6∼10	H10.10.1	1,470 人	1,375 人	93.5%
尚	徳第	£ 2	H7~10	H10.12.1	347 人	319 人	91.9%
成	実 第	£ 2	H7~10	H10.11.1	599 人	549 人	91.7%
大	高第	£ 1	H8∼12	H12.10.1	615 人	572 人	93.0%
春		日	H11~18	H18.9.1	2,553 人	2,115 人	82.8%
伯		仙	H12~19	H20.4.1	4,779 人	3,751 人	78.5%
	巌		H14~18	H18.12.1	762 人	667 人	87.5%
旧小	米 子	市計			12,963 人	11,078 人	85.5%
福		尚	H2∼5	H6.4.10	193 人	189 人	97.9%
本		宮	H4∼5	H6.4.10	89 人	87 人	97.8%
福		井	H6∼11	H11.6.21	930 人	857 人	92.2%
旧小	淀 江	町計			1,212 人	1,133 人	93.5%
合		計			14,175 人	12,211 人	86.1%

4 処理施設

- (1) 公共下水道
 - ① 処理場(3か所)
 - ・内浜処理場(内浜処理区) 中海の水質浄化のため、窒素・リンを除去する高度処理施設を増設 (平成14年4月供用開始)
 - •皆生処理場(外浜処理区)
 - ・ 淀江浄化センター(淀江処理区)
 - ② 中継ポンプ場(8か所)
 - ・中央ポンプ場(内浜処理区)
 - ・富益団地ポンプ場(内浜処理区)
 - ・祇園ポンプ場(内浜処理区)
 - ・大谷ポンプ場(内浜処理区)
 - ・新加茂ポンプ場(内浜処理区)
 - ・青木ポンプ場(内浜処理区)
 - ・上福原ポンプ場(外浜処理区)
 - ・西福原ポンプ場(外浜処理区)
 - ③ マンホールポンプ場(44か所)
 - ・旧米子市(28か所)
 - 旧淀江町(16か所)
 - ④ 真空ステーション(1か所)

(2) 農業集落排水

- ① 汚水処理施設(12か所)
 - ・旧米子市 9か所 (尚徳、五千石、成実第1、尚徳第2、成実第2、大高第1、春日、伯仙、巌)
 - ・旧淀江町 3か所 (福岡、本宮、福井)
- ② マンホールポンプ場(89か所)
 - ・旧米子市(75か所)
 - ・旧淀江町(14か所)

(3) コミュニティプラント等

① 流通団地汚水処理場

平成31年3月31日現在

,	-tm	<u> </u>	.1	_		·	\		A → 1	
処		区 名	内浜処理区		外浜処理		淀江処理		合計	
処	理:	場 名	内浜処理場	易	皆生処理	!場	淀江浄化セン	/ター		
所	在	地	米子市安倍300	0番地	米子市皆生温泉三	丁目18番2号	米子市淀江町小波	1099番地1		
処	理場敷	地面積	89,800 n	n²	34,020	m²	27,400 1	n²		
が	流	先	中海		美保湾(日本	本海)	二級河川塩	<u>:</u>]		
放	流先環	境基準	湖沼A		海域A(口	1)	_			
		全体	凝集剤添加活性汚泥循環変法+砂ろ過		標準活性汚	泥法	オキシデーションラ	ディッチ法		
処	理方式	事業計画	凝集剤添加活性汚泥循環変	で法+砂ろ過	標準活性汚	泥法	オキシデーションラ	ディッチ法		
		現 況	標準活性汚泥法, 凝集剤添加活性汚泥		標準活性汚	泥法	オキシデーションラ	ディッチ法		
認	可 年	月日	昭和44年5月		昭和44年5月] 10日	平成6年9月2	20日		
事	業着	手 年 度	昭和44年月	度	昭和49年	度	平成6年月	度		
供	用開始	年月日	昭和49年10月	11日	昭和55年11月1日		平成12年4月1日			
排	除	方 式	分流式(一部合	流式)	分流式		分流式			
計	画処理	全体	2,315	ha	2,514	ha	342	ha	5,171	ha
区	域面積	事業計画	1,518	ha	1,314	ha	280	ha	3,112	ha
計	画処理	全体	52,142	人	69,824	人	8,523	人	130,489	人
区均	域内人口	事業計画	56,174	人	56,459	人	8,111	人	120,744	人
		全体	27,700	m³/日	40,100	m³/日	3,500	m³/目	71,300	m³/日
	画処理能 日最大)	事業計画	29,700	m³/目	33,200	m³/日	3,300	m³/日	66,200	m³/日
	11765	現況能力	41,520	m³/目	39,300	m³/日	3,400	m³/日	84,220	m³/日
	D	OD								
計画	B	עכ	11.0	ppm	15	ppm	15	ppm		
放	画 ————————————————————————————————————									
流水	1-1/(全窒素)	11.2	ppm	_	ppm	_	ppm		
が質	т р	(A 194)								
	1-P	(全燐)	0.8	ppm	_	ppm	-	ppm		

5 浄化槽の普及状況

(1) 平成30年度末浄化槽使用人口

平成31年3月31日現在

			///OT 0/10T /L X
区域	合併浄化槽	単独浄化槽	合計
公共下水道	1,993 人	4,125 人	6,118 人
農業集落排水	307 人	403 人	710 人
公共下水道及び 農業集落排水 整備済区域外	14,148 人	8,886 人	23,034 人
全区域	16,448 人	13,414 人	29,862 人

(2) 平成30年度末浄化槽基数

平成31年3月31日現在

区域	合併浄化槽	単独浄化槽	合計
公共下水道	411 基	1,313 基	1,724 基
農業集落排水	73 基	138 基	211 基
公共下水道及び 農業集落排水 整備済区域外	3,396 基	3,206 基	6,602 基
全区域	3,880 基	4,657 基	8,537 基

(3) 平成30年度末浄化槽法第11条検査受検率

対象数	受検数	受検率
8,819 基	4,673 基	53.0%

※対象数:鳥取県保険事業団による受検案内配布数